

## 〈 懸賞金付定期預金「ラッキーアワー」 〉

### 商品概要説明書（１）

2023年12月1日現在

1.	商品名	自動継続懸賞金付定期預金
	(愛称)	懸賞金付定期預金「ラッキーアワー」
2.	販売対象	個人の方のみご利用できます（個人事業主の方もご利用できます）
3.	期間	1年 ※この預金は、満期日に預入期間1年の懸賞金付定期預金に自動継続します
4.	預入	スーパー定期預金または大口定期預金（元金自動継続方式に限ります）
	預入方法	一括預入いただきます。
	預入金額	10万円以上1,000万円以内
	預入単位	1円単位
5.	払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6.	利息	
	適用金利	・固定金利 預入日のスーパー定期（1年もの）、大口定期預金（1年もの）店頭表示の利率を満期日まで適用します。ただし、利率上乗せを実施する場合は店頭表示の利率に上乗せした利率を適用します。自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	・満期日に指定口座へ利息をお支払いします。
	計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7.	税金	・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8.	手数料	——
9.	付加できる特約事項	・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。

## 〈 懸賞金付定期預金「ラッキーアワー」 〉

### 商品概要説明書（２）

2023年12月1日現在

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p><b>【預入額1,000万円未満】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</li> <li>①6ヵ月未満 解約日の普通預金利率</li> <li>②6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul> <p><b>【預入額1,000万円】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</li> <li>預入日から1ヶ月未満に解約の場合・・・下記A、B、Cのいずれか最も低い利率（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします）</li> <li>預入日から1ヶ月以降に解約の場合・・・下記B、Cのいずれか低い利率（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします）</li> <li>A：解約日における普通預金利率</li> <li>B：約定利率－約定利率×30%</li> <li>C：約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></li> </ul> <p>※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率です。</p>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。</p>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

## 〈 懸賞金付定期預金「ラッキーアワー」 〉

### 商品概要説明書（3）

2023年12月1日現在

13.	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1口（10万円）につき、1本の抽選権（抽選番号）を付与します。</li> <li>・ 2口以上の申込の場合は、全て「連番」とし、バラ扱いはしません。</li> <li>・ 当選金は当金庫所定の日にあらかじめ指定を受けた口座へお振込みします（源泉分離課税 20.315%）。</li> <li>・ 本商品は通帳式、総合口座での取り扱いはできません。</li> <li>・ 定期預金を満期日前に中途解約した場合には、懸賞金抽選権、当選権は失効し懸賞金のお支払いはしません。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。</li> <li>・ 当金庫にお預け入れいただいている預金保険制度の対象となる預金すべてについて、名寄したうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が最低保障されます。</li> </ul>
14.	継続後のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金は、満期日に預入期間1年の懸賞金付定期預金に自動継続し、新たな抽選番号を付与します。 ※継続後の懸賞内容および募集要領等は販売の都度決定し店頭等に掲示いたします。</li> <li>・ なお、金融情勢の変化等により本商品の販売ならびに継続を取りやめとさせていただきます場合があります。 その際は、販売（継続）終了について、当金庫所定の方法によりお知らせするとともにご契約の定期預金は預入期間1年のスーパー定期預金もしくは大口定期預金に自動継続させていただきます。</li> </ul>